

原子力災害対策特別措置法の実効的運用に係る

要 望 書

平成 1 2 年 2 月 2 8 日

全国原子力発電所所在市町村協議会

会長 敦賀市長 河 瀬 一 治

要 望 書

平成11年12月に制定された原子力災害対策特別措置法は、立地地域住民の安全確保を第一義としていることは論ずべきもなく、その観点から本法がより実効的に運用されることが立地自治体にとって極めて重要である。

従って、政省令の策定にあたっては、下記事項について特段に配慮されるよう要望する。

記

- 1．第10条通報と第15条緊急事態宣言等における動きが不透明で、特に対策本部設置基準は従来より後退しているとの印象を住民に与えかねない。従って、この間における国・自治体等の対応活動等を明確にした初期活動マニュアルを示すこと。
- 2．原子力防災専門官の初期対応は極めて重要であることから、その役割と権限を明確にするとともに、専従体制とし防災対策に万全を期すこと。
- 3．事業者から原子力防災業務計画に係る協議を受けた際の自治体の留意事項、審査基準等を明確に示すこと。
- 4．緊急時医療体制の充実を図るとともに、自治体におけるよう素剤の保管・配備の在り方を示すこと。
- 5．国の作成する計画に基づいて実施される原子力防災訓練については、国が主体的に責任をもって取り組むこと。
- 6．原子力災害事後対策として、風評被害についてもその対策を定めること。特に、風評被害の払拭に係る広報については国が積極的に取り組むこと。

[その他]

- 1．国の責務として、立地地域における避難施設・避難道路の整備、輸送手段並びに住民広報施設の充実を図ること。
- 2．防災レスキュー隊員の全国レベルでの登録制を採用し、事故時に派遣出来る体制整備に取り組むこと。